

2023年9月15日

大阪市長 横山 英幸 殿

障害者の自立と完全参加を  
目指す大阪連絡会議(障大連)  
議 長 古 田 朋 也  
事務局長 西 尾 元 秀

## 要 求 書

貴職におかれましては、障害者の自立と社会参加の推進に日々尽力しておられることと存じます。私達、「障害者の自立と完全参加を目指す大阪連絡会議」(障大連)は、1980年に府下の障害者団体、親の会、労働組合、民主団体が集まり結成され、障害者自身の立ち上がりを基礎に、すべての障害者の自立と完全参加をめざし活動を進めてまいりました。

2020年から始まった新型コロナ禍は今年で4年目に入り、今なお感染の拡大が続いています。この3年半の間、障害福祉の各現場では多数の障害者・従事者が感染し、中には容体が急変して亡くなられた方もいました。あちこちで何十人もの大規模クラスターが発生し、連日連夜の容体観察や支援体制の組み替えなど、どの団体も非常に困難で大変な状況をくぐり抜けてきました。今年5月8日からは感染症法での位置づけが2類相当から5類に移行されたことによって、従来の感染対策や仕組みが軒並み廃止・縮小されていますが、ウイルスがなくなった訳でも感染力が低下した訳でもなく、障害福祉現場では引き続き感染防護に十分注意しながら、日々の暮らしを支え続けていかなければなりません。感染が完全に収束するまでの間、行政として福祉や医療の現場をしっかりと支え続けていくために、必要な対策やかかり増し経費への補助等は継続していただきたいと思えます。

また障害者は元々基礎疾患があったり心肺機能が弱い人も多く、容体の急変、重篤化するケースも多くありましたが、大阪市内では医療機関の逼迫により入院させてもらえない状態にたびたび陥りました。5月以降は「入院は原則、医療機関間による調整」とされていますが、感染拡大時においても果たして速やかな入院が可能であるか大いに不安です。感染が収束するまでは、医療機関間で調整が難しい場合には保健所や入院フォローアップセンターで調整する仕組みの継続が必要です。

またコロナ禍においては、医療機関も大変だったとは思いますが、障害者が入院した場合、院内での支援者の付き添いが一切認められなかったこともあって、不適切な対応や虐待事例が相次ぎました。そのような事態を決して引き起こすことのないよう、今後は支援者の付き添いを認め、障害の理解を更に深めるよう医療機関に働きかけていただきたいと思えます。

国では今年、来年度からの障害福祉サービス等の報酬改定に向けて、報酬改定検討チームが立ち上げられ団体ヒアリングを皮切りに検討が始まりました。特に2021年から始まった総合支援法の見直し議論では、「グループホームの再編問題」が大きな課題となり、いよいよ来年度からの省令改定に向けて新類型として通過型グループホームを導入するか否かや、個別ヘルパー利用の存続を巡る議論が進められることとなります。個々の障害者にとっての「住まい」であるグループホームに、訓練施設のような「通過型」の類型を設ければ、グループホームのあり方そのものを変貌させてしまう危険性があるため、導入すべきではありません。また、グループホームでの個別ヘルパー利用については、2006年自立支援法施行時に一旦打ち切られて大変な状況に陥り、市が緊急加算を打つことで凌ぎつつ、国に強く要望して2007年度から再開されたものの、その後ずっと3年毎の経過措置扱いとされてきました。今回の省令改定ではヘルパー利用が削減されることなく、必ず「従来水準を維持したまま恒久化」されるよう、国に対して強く働きかけていかなければなりません。

またグループホームを巡っては近年、営利目的の事業所の参入が急増してきたことを背景に、全国的

には20人以上の大規模グループホームが急激に増えています。大阪府・大阪市では「グループホームは最大10人まで」とする指定方針により、10人超えのホームの新設は何とか食い止めてきましたが、それでもこの間、1法人が法人名を変えて2棟併設・合築する事例や市域をまたがった指定事例など、指定方針を狡猾にすり抜けようとする例も現れてきたことから、事業所指定時のチェック力を更に高めていかなければなりません。

昨年の障害者権利条約の対日審査では「脱施設化」が厳しく勧告されていますが、厚労省は脱施設化の方向にカジを切ろうとはせず、大阪市でも今なお「何十年もの長期入所、一生施設の状況」が続いています。私達はここ数年来、入所施設での長期入所状況を解消し、地域の緊急ケースの一時的な受け入れを進めることも想定して、今後、施設を「通過型・循環型」にしていくことを提起し、今年3月に大阪府が作成した施設のあり方の提言「地域における障がい者等への支援体制について」では、今後、入所施設に3つの機能（集中支援機能、生活支援機能、緊急時生活支援機能）を設けて、施設入所を有期限化し、地域の緊急ケースの一時受け入れを進める方向性がようやく示されました。市においても、かねてより市長期計画で示されてきた「長期入所を余儀なくされることは人権侵害」との認識に立ち返り、施設を「通過型・循環型」に変えていくことを真剣に検討していく必要があります。

重度化・高齢化の課題については、各地域で8050問題や生活困難事例がますます増えており、地域生活支援拠点機能の強化や重度障害者等の受け皿と相談支援事業の基盤強化は「待ったなしの課題」となっています。特に相談支援については指定事業所がなかなか増えず、相談員1人事業所も多い中、大阪はセルフプラン率が全国で最多の状況にあり、今後の地域移行の推進、拠点機能の強化に向けて一層の相談支援基盤の強化策が求められています。また高齢化の課題では介護保険との併給時のトラブルが更に相次いでおり、単位数の関係で入浴もさせてもらえないなど虐待とも言える問題も発生するなど、より一層、各担当課、事業所の連携強化が課題となっています。

障害者への差別・虐待事例については、大阪府差別解消条例が2021年度から改正され、国に先んじて「事業所における合理的配慮」が義務化されましたが、民間・市営住宅での入居差別や、保育所・幼稚園での利用拒否等の差別事例が発生しており、市ではこの間それぞれに対して啓発を進めているところですが、更に具体的に啓発し差別を未然に防いでいかなければなりません。また平穩に暮らしてきた市内のグループホームがマンション住民から退居を求められた裁判では、昨年1月に退居判決が下され、今なお控訴審で反論し続けているところですが、一方でグループホームや障害者の地域生活について、一層の社会的な啓発活動が必要と言えます。

旧優生保護法による強制不妊手術の問題では、一時金支給法施行から4年半経過しましたが、一時金認定者は大阪府では被害者全体のたった2%に過ぎず、一時金請求期限が来年4月23日に迫る中、国に法改定を働きかけることと併せて、一人でも多く被害者を掘り起こし救済につなげるよう、今年、更に大々的な周知啓発活動や医療機関・福祉施設への再調査を実施するなど、あらゆる手立てを講じていかなければなりません。また障害者権利条約ではインクルーシブ教育を更に推進し分離教育を終わらせるよう強く勧告されていますが、大阪では新たに支援学校が増設されようとしており、交通課題でもコロナ禍も影響して大阪メトロも含めて駅員配置の削減や無人化が更に広がるなど、バリアフリー化に逆行した状況となっています。「権利に関わる問題」としてこうした動きにしっかりと歯止めをかけていかなければなりません。

大阪市では今年、来年度からの第7期障がい福祉計画、次期障がい者支援計画の策定に向けた検討が進められています。「重度化・高齢化への対応、災害対策」など待ったなしの課題が山積する中、また「脱施設化・インクルーシブ社会の実現」に向けて、次期計画では関係各課が縦割りの弊害を排して緊密に連携し合い、各区、当事者団体、事業所等とも連携して、より一層強固な地域基盤を築き上げていかなければなりません。

以上の認識に立ち、以下各課題について要求いたします。

# 【障害者施策全般に関する要求項目】

## 1. 来年度からの障害福祉サービスの省令・報酬改定全般について

国で今年検討されている2024年度からの省令・報酬の改定について、重度化・高齢化の進展を理由に重度障害者の支援の合理化・効率化ならびに中軽度者の報酬単価の切り下げ・福祉からの追い出しを決して行わないよう、国に強く働きかけること。

また、収支差率だけで儲けがあるかどうかを一律に判断し報酬単価を決定することのないよう、各事業所での利用者の障害程度や支援の必要性、生活の質と必要となる支援体制等と合わせて、きめ細かく分析して検討するよう求めること。

## 2. 新型コロナウイルス感染への対応について（主に保健所、入院調整、かかり増し経費の課題）

5月8日からの5類感染症への移行に伴い、従来の感染対策や仕組みが軒並み廃止・縮小されているが、ウイルスがなくなった訳でも感染力が低下した訳でもないことから、10月以降も感染が完全に収束するまでの間は、必要な対策や仕組みを継続すること。

特に、障害福祉現場では密集した空間で、密な接触を伴う介護・支援が多く、障害特性上マスク着用できない人もおられることから、一気に感染拡大しやすいこと、また障害者が感染した場合、容体の急変により重篤化・死亡するケースがあったことをふまえ、今後も引き続き「速やかなPCR検査」や、病院間での入院調整が困難な場合や、容体急変の場合に備えて、「保健所、府入院フォローアップセンターによる入院調整」を継続すること。

各障害福祉現場では引き続き消毒、換気、マスク等の感染防護の継続、ならびに感染した障害者への支援に対しては危険手当、宿泊費等の保障が必要となるため、かかり増し経費への助成である「サービス継続支援事業」は感染完全収束までの間、継続するよう国に強く働きかけるとともに、市においても必要な福祉現場への支援策を継続実施すること。

## 【介護に関する要求項目】

今年5月から新型コロナウイルス感染症が2類相当から5類へと位置づけが変更され、障害福祉サービスにおいても、これまでの支援策が軒並み縮小・廃止されました。しかし、感染は未だ相当数発生しており、障害者や同居家族、職員が感染した場合、常時欠かすことのできない介護の現場では、支給時間数の不足やヘルパー確保等大きな負担となるため、公的なバックアップを継続することが必要です。また、この間、障害者が感染あるいは別の疾患で入院した時に、慣れたスタッフによる支援や介助が受けられず、院内で適切なコミュニケーションが取れずに、虐待とも言える不適切対応や事故が数多く発生しました。外部からの院内感染を防ぎながらも、院内で必要な支援が受けられるようにするとともに、病院スタッフへの障害の理解等に関する啓発が必要です。

福祉と雇用の連携による就業支援事業は、大阪市では利用者が32人に増えていますが、更に当事者や事業所等に周知していくことが必要です。また市では本人に自己負担を課す問題が残っており、今年度は残業や出張等での時間数の上乘せも課題となるなど、引き続き制度の改善が必要であるとともに、福祉と労働にまたがった制度による使いにくさもあることから、国に対して重度訪問介護など個別給付制度一本で対応するよう働きかけが必要です。また、大学修学支援は今年度新たに3名の利用がありましたが、入学直前に介護事業所を探さなければならないなど混乱もあったことから、来年度に向けてそのようなことがないよう、要綱見直しと合わせてしっかり準備しておくことが必要です。

市では一昨年にマトリックスが改正され、重度化・高齢化やヤングケアラーといった課題にも対応しやすくなるなど一歩前進し、夜間の泊まり介護の時間数も一定見直されましたが、頻回な喀痰吸引または体位変換が必要なケースに限られるなど課題が残っています。介護保険との併給については、障害制度との違いから未だ多くのトラブルが発生しており、サービスの引き下がり等権利侵害を決して起こさないよう、担当者の認識を一層深めていくことが喫緊の課題となっています。また移動支援での制限緩和や、盲ろう者の高齢化に伴う事故の未然防止に向けた支援の強化も急がれるところです。

以上の認識に立ち、以下要求します。

### 1. コロナ感染対策について（主に介護での課題）

新型コロナの感染拡大はまだ続いているため、感染者発生により通所先が閉所・通所制限を行った場合や単身障害者、同居家族が感染した場合、今後も支給決定時間の緊急の上乗せ等を行うこと。

### 2. 障害者の入院時の課題

この間のコロナ禍では入院時の障害者への付き添いが拒否され、院内でご飯への錠剤ふりかけや骨折・窒息、トーキングエイドの取上げなど虐待とも言える不適切対応が相次いだことから、全病院に対して院内での重度訪問介護や入院時コミュニケーションサポートの利用を勧奨するとともに、不適切な対応を決して行わないよう、府とも連携して障害の理解を進める啓発資料を作成・配布し、医療スタッフに対してコミュニケーションや介護方法についての研修を進めること。

入院時の重度訪問介護利用について少なくとも区分4以上を対象とするよう国に求めること。

### 3. 雇用と福祉の連携による就業支援事業について

就業支援事業について、雇用と福祉にまたがる制度であり使いにくく事務も煩雑となっているため、重度訪問介護など個別給付一本で利用できるよう国に見直しを求めること。

「働くためにお金を取られること」は考え方として問題があるため、市として改めて自己負担を求めないよう見直すとともに、制度利用を広げるため、障害者や企業・事業者等への周知・啓発を進めること。また、日によっては残業・出張など、一日の所定労働時間を超えて働くことも当然あるため、その際の介助時間数については柔軟に対応し不当に制限しないこと。

### 4. 大学修学支援事業について

大学入学時からすぐに修学支援を利用するには、入学直前の準備では介護事業所探し等の支援調

整が間に合わないため、教育と福祉部局が連携して、早い段階から高校等では利用予定者を把握し制度利用できることを本人に周知し、相談支援事業所にもつなげるとともに、受験予定の大学側でも委員会設置など事前準備をしておくよう周知啓発していくこと。

市では「単位取得に関わらないガイダンスや職場実習等は対象外であり重度訪問介護で対応」とされているが、国要綱と同様に「帰宅途中における余暇活動等」以外は幅広く対象とすること。

また移動支援と要綱を分離し、少なくとも移動支援だけでなく重度訪問介護の指定事業所でも実施可能とするとともに、大学は遠くにあるため市独自でヘルパー交通費の支給も検討すること。

#### 5. 長時間介護の支給決定時間数、制限問題

国が労基法令に基づいて示した夜間支援Q & Aで、「労働時間として取り扱わなければならない手待時間も報酬の対象とすべき」と通知され、市でも一定見直されたが、対象が人工呼吸器利用、頻回な喀痰吸引や体位変換が必要、行動関連項目17点以上等の者に限定されていることについて、支給決定状況を集約し、個々の支援実態に見合うよう対象を拡大すること。

一方で、現行の重度訪問介護の国庫補助基準では、泊まり介護での手待時間が保障されていないため、国に対して「夜間介護における基準額」を新たに設けるよう、厳しく要求すること。

市の支給決定基準（マトリックス）が変更されたことを受けて、より一層、重度化・高齢化やヤングケアラー等の課題にも柔軟に対応していくとともに、積み残し課題となっている医療的ケアや行動障害、高次脳機能障害等での加算項目点数の見直し検討を進めること。

#### 6. 介護保険との併給問題について

介護保険併給時のトラブルが続いていることから、区介護保険・障害福祉担当、ケアマネジャー・相談支援、各事業者が「併給によってサービスの引き下がりや通所先の変更を強制される等の不都合を生じてはならないこと」を十分理解しトラブルを未然に回避すること。市ホームページ上に関連資料を集約して介護保険・障害福祉双方の事業所が閲覧できる併給のページを設けるとともに、研修や集団指導を通じて両制度の違いとトラブル回避策を具体的に伝えていくこと。

盲ろうや強度行動障害、医療的ケア等の障害状況・特性によって、ケアマネ・介護保険事業所での対応が困難である場合は、サービスが利用できなくなることを避けるために、引き続き障害福祉サービスで対応可能であることを全区に周知徹底すること。

また国は「介護保険で不足する場合は障害福祉サービスも利用可能」と通知しながらも、国庫負担基準では、居宅介護の介護保険対象者の単位がゼロにされているなど、介護保険対象となった障害者の基準額が大きく引き下げられる問題について、国に見直しを強く求めること。

#### 7. 移動支援の利用制限の見直しについて

移動支援について次期報酬改定に向けて、国に対して個別給付化、通勤・通学等も完全に保障するよう強く要求すること。市として長年懸案となっている課題の内、単価・派遣時間数のアップや、片麻痺など全身性障害1級以外の身障者、触法ケースへの拡大について早急に改善を検討すること。

#### 8. 盲ろう者の通訳・介助、高齢化課題への対応について

次期報酬改定に向けて、国に対して通訳・介助制度の個別給付化を求め、日中活動も含め場面を問わず利用できる長時間の通介制度や、高齢化対応での二人派遣の実現を求めること。

通介制度利用者は60才以上が既に80%近くに達しているなど、急速に高齢化が進んでおり、つまずき・転倒も発生していることから、府に対して高齢化対応での二人派遣の実施を求めるとともに、少なくとも通介と同行援護や重度訪問介護の併用による二人介助を積極的に進めること。

コミュニケーションの関係で盲ろう者の介助に入れる事業所が非常に少なく、介護保険事業者では長期に渡り入浴させてもらえなかった虐待事例も発生していることから、利用可能な事業所を増やしていくために、友の会とも連携して通訳介助ができなくとも簡単なコミュニケーションで居宅介護に入れる方法や適切なケアプラン作成について、事業所への啓発研修を実施すること。

## 【グループホーム等に関する要求項目】

障害者権利条約にもとづく国連の総括所見では、施設収容を廃止するため、予算配分を入所施設から地域社会で他の人と対等に自立して生活するための手配と支援に振り向けることが示されました。しかし国内では、1989年にグループホームが制度化されて30年以上が経過し、数字の上では施設入所者を上回っていますが、新規ホームの7割を営利法人が占め、大規模ホームや日中支援型が急増し、「グループホームの施設化」に歯止めがかからない事態となっています。厚労省も、「近年、障害福祉サービスの実績や経験があまりない事業者の参入が多く見受けられ、障害特性や障害程度を踏まえた支援が適切に提供されないといった支援の質の低下が懸念される」と、指摘しています。

昨年10月の臨時国会において総合支援法が改正され、グループホームの定義に「一人暮らしへの移行や移行後の定着の支援」が盛り込まれましたが、多くの反対の声を背景に、「福祉からの卒業として一人暮らし等への過度な誘導につながらないよう、新たなグループホームの種類の創設については丁寧に検討し、本人の意思を尊重して個別に必要な支援が適切に提供されるようにすること」との決議が附帯されました。通過支援は個人単位で当事者のニーズにそって取り組まれるべきもので、通過支援に特化したグループホームの創設に、私たちは反対です。

大阪市でもこの数年、レトルトの食事、入浴回数の制限など、地域のくらしとは程遠いグループホームの実態が明らかになっています。また、募集における重度者排除、入居後も支援がたくさん必要とわかると追い出される、安易に事業を廃止する、と言ったことさえまかり通っています。大阪市内の分譲マンションでのグループホーム追い出し裁判や、相次ぐコンフリクト問題も、このようなグループホームの施設化と不可分です。また、大阪市では同一敷地内に一つの会社が名前を変えて複数のグループホームを併設したり、大規模グループホームを他市にまたがって別々に指定させようとする事例など、市指定方針の「悪質なすり抜け」であるにも関わらず市が指定してしまったという問題が続いています。今まさにグループホームを小規模な住まいとして守り、生活の質を守りきれるかどうかの分岐点に立っていると言えます。「指定方針」を堅持し、事業所指定においてグループホームの大規模化＝施設化にしっかりと歯止めをかけ、障害者権利条約に見合う大阪の脱施設の基盤づくりを進めるために、小規模かつ良質なグループホームを増やしていくための具体方策を強化すべきです。

以上の認識に立ち、以下要求します。

### 1. 新型コロナ感染対策について（主にグループホームでの課題）

グループホームは「小規模な住まい」であり、クラスターの発生になりやすいことをふまえ、引き続き、感染拡大防止に向けて、検査キットや防護具の提供、保健所での陽性者一覧によるバックアップの仕組みを継続すること。

### 2. 2024年の報酬改定にむけた国への要望、ならびに市での対応について

通過型グループホームの新類型は「訓練施設」となりやすく、グループホーム本来の「住まい」としてのあり方を損ねる恐れがあることや、本人の意に添わない入居時の通過型への誘導や無理な追い出しも生じる恐れがあることを国に対して強く訴え、新類型創設に厳しく反対すること。

たとえ国が新類型を設けても、市としては不適切な支援で入居者を次々に放り出すようなホームを決して生み出さないよう、事業指定時にしっかりとチェック・規制できる明確な要件、仕組みを設けるとともに、指定後の不適切事案の発生に対しては必ず責任をもって対応し続けること。

グループホームからの退居支援では、外部の相談支援事業等も関わり、適切に支援できる仕組みや報酬の設定、ならびにサテライト型ホームの年限撤廃も併せて、国に強く求めること。

グループホームでの個別ヘルパー利用が決して廃止・削減されることのないよう、21大都市や大阪府とも連携し、制度の恒久化ならびに十分な支給決定が行われるよう国に強く求めるとともに、万一、廃止・削減される場合は、生活を維持するために市で緊急に対策を講じること。



グループホームの大規模化防止に向けて、国に対して「最大でも10人まで」とするよう基準の明確化と周知徹底を求めるとともに、日中支援型も含め8人以上の大規模化減算の更なる強化徹底を求め、最終的には本来の4～5人の小規模な住まいに戻していくよう要求すること。

また「生活の質」の担保に向けて市が確実に指導できるよう、大規模化で特に手を抜かれやすい食事・入浴・外出等の支援について、人員・設備・運営基準での明確な基準設定を求めること。

### 3. 大阪市でのグループホームに関する具体策について

コンサル会社等の関与により、営利目的でのグループホームの大規模化要望が急激に増えていることから、大規模化の防止と質の担保に向けて、事業指定時のチェックにおいて事業者のねらいや支援経験の度合いを確実に見抜き、営利目的での大規模化・支援の効率化を防ぎきること。またこの間、市が指定してしまった指定方針のすり抜け事例～「一つの会社が複数の法人に名前を変えた併設・合築」「日中活動や高齢グループホームとの併設・合築」「従たる事業所としての他市の大規模物件の指定」については、二度とスルーさせないようチェックを徹底し、後任担当者にも確実に引き継ぎ、必ず大規模化を防ぎ続けること。

経験の乏しい事業所の参入急増により、この間、グループホームでの不適切な支援や虐待問題(食事、入浴、外出の制限、重度者の入居拒否、安易な追い出し等)が相次ぎ、地域も行政もふり回されていることから、全グループホーム事業者に対して、改めてホームの本来の役割とあるべき支援、不適切な支援事例と再発防止に関するガイドラインを作成し研修啓発を展開すること。

市グループホーム整備費補助について昨年度から突然、区分5・6の障害者を受け入れるホームへの改造費補助に限定された問題について、入居者の重度化・高齢化への対応や精神科病院からの地域移行の促進に向けて、対象者の拡大、敷金・備品費補助等の復活を改めて検討すること。

サテライト型について、グループホームからの支援を継続する必要がある人に対して、今後も決して3年で打ち切るような対応はしないとともに、3年を超える利用で毎年、延長を市に申請しなければならない仕組みも手続きを簡素化すること。

### 4. グループホームの物件確保策、コンフリクトへの対策について

グループホームの追い出し裁判では、マンション管理組合から「消防法令上、グループホームは厳しく規制すべき『施設』であり、住民に負担を及ぼし管理規約にも違反する」という理由で退居を求められている。今後そうした問題の発生を防ぐために、消防庁に対して障害者グループホームの生活実態を伝え、「福祉施設・住戸利用施設」ではなく「住まい」として明確に位置づけ直すことや、共同住宅にグループホームが1件でも入居すれば複合用途防火対象物(16項イ)に位置づけられ厳しく規制される問題について、法令の見直しを強く求めること。

入居者の重度化・高齢化に伴う障害支援区分の変更により、6項八から口への変更事例が増えており、6項口に変わった場合、立入検査から2週間以内に必要な消防設備を設置できなければ直ちに「違反物件」として公表される問題について、「違反」公表されれば家主や近隣住民とのコンフリクトが発生する恐れがあり、区分による用途変更は悪質な違反事例でもないことから、違反公表対象からの除外や、公表まで十分な移行期間を設定するなど市での対応を見直すこと。

また、そうした問題の発生を防ぐ観点からも、大阪市のスプリンクラー設置の免除特例については今後もそのまま継続すること。

今回の裁判を機に、グループホームに対する差別を発生・拡大させないよう、住宅関係機関・関連業者にグループホームについて正しい認識をもってもらうための啓発パンフを障害福祉で作成し(消防も協力要)、市マンション管理支援機構、住まい公社、市営住宅管理センター及びマンション管理会社、保証業者、宅建業者、地域住民等に対して、幅広く啓発活動を実施すること。

市営住宅の建替えに際しグループホームが新築物件から排除されることのないよう、引き続き「目的外使用」の見直しを国に要望するとともに、個別事例において適切な対応を図ること。

またグループホーム利用の促進に向け「隣接住戸2戸1化改修」等の方策を検討すること。

## 【地域移行・地域生活に関する要求項目】

昨年の権利条約の総括所見でも「施設入所を終わらせるために迅速な措置をとること」「居住施設や精神科病院にいる障害者の脱施設化」が強く勧告されており、市でも「脱施設化」の推進に向けて具体的な仕組みや方策を打ち出していかなければなりません。国は数値目標について「地域移行は6%以上、施設入所者削減は5%以上」と設定していますが、市では地域移行取組を推進し「何十年もの長期入所、一生施設」の状態を早急に解消していくために、国よりも高い数値を設定すべきです。

大阪府は地域移行の推進に向けて、今年3月に「地域における障がい者等への支援体制について」(提言)をまとめ、今後、入所施設に3つの機能(集中支援機能、生活支援機能、緊急時生活支援機能)を設けていく方向を示しました。これは「今後、施設の受入れは有期限化し、地域の緊急ケースの一時的な受入れを進める」という内容であり、大阪市でもこの提言をふまえ「障がい者支援計画」において「通過型・循環型」の仕組みを方針化していくことが求められます。

精神科病院からの地域移行では、コロナ禍が完全収束していない中、面会が短時間に制限される病院もあるなど支援が難しい状況が続いていますが、対応可能な病院からでも順次実施できるようにしなければなりません。また精神科病院での虐待事件が相次ぐ中、人権に配慮され安心して治療できる場となるよう、府や堺市と共にチェックシステムを強化していかなければなりません。精神障害にも対応した地域包括ケアシステムも住まいの確保に向け、区で居住支援協議会を開催していくべきです。

今後、地域移行や意思決定支援を進めていくには、施設・病院と地域の「つなぎ役」である相談支援基盤の拡充が必須となりますが、未だ各区の相談支援事業所は決定的に不足しており、また相談員1人事業所が非常に多いことや、各区で8050問題や虐待・緊急ケースへの対応も増えていることから、「待ったなしの課題」として相談支援の増設、支援拠点機能の強化を進めていかなければなりません。大阪府ではセルフプランが全国最多の状態であり、市でも未だ半数近く残されており、重度化・高齢化の進展に伴い、セルフプラン利用者に計画的にアプローチし解消していく仕組みも必要です。

また精神障害者の居場所となっている就労支援B型については、少日数・短時間の利用者が忌避されないよう、次期報酬改定に向けて国に減算問題の抜本的な解決を強く訴えていく必要があります。更には、近年激しさを増す豪雨災害に備えて、垂直避難場所の確保を更に推し進めるとともに、全区で福祉との連携による個別避難計画の作成を推進するなど、個々の命を守るために具体的な対策を強化していかなければなりません。以上の認識に立ち、以下要求します。

### 1. 地域移行の取り組みに関する国への要望

重度化・高齢化に対応した地域移行支援の充実に向け、国に対して以下強く要望すること。

- ・ 今後、重度障害者の地域移行支援がますます必要となることから、重度者の地域移行支援報酬を設定することや、体験中の重度訪問介護・行動援護の併用を可能とするよう強く求めること。
- ・ 地域移行支援契約前の「前段階支援」の制度化、コーディネート機能の報酬化、体験加算15日制限の撤廃と増額、施設・病院への交通費保障、地域移行特別加算の拡充も併せて要求すること。

### 2. 大阪市での地域移行取り組みの推進について

次期「市障がい者支援計画」において、地域移行を推進し長期入所状態を早期に解消していくことや、府「提言」に基づき「通過型・循環型」の導入を記すとともに、障がい福祉計画の数値目標も「施設からの地域移行10%以上、施設入所者削減5%以上」と設定すること。

市「施設入所者地域生活移行促進事業」(体験外出)の活用を各施設に促すとともに、市での施設訪問活動を再開し、市と基幹センター等が連携して定期的に施設にアプローチし、希望者を掘り起こしながら体験につなげる仕組みを作ること。また入所者に対して外部の相談支援が計画相談に入り、セルフプランの解消、意思決定支援やピアサポートに関わる仕組みを作ること。

障害児施設の地域移行では相談支援の関わりもなく不適切な対応が行われたり、措置停止されず地域移行支援や体験が利用できなかったケースも出ていることから、相談支援が早くから関わり、



体験時には毎回措置停止することなど、府や児童部局・児施設と認識を共有しておくこと。

- ④ 地域移行の受け皿の育成・バックアップに向けて、重度・行動障害のグループホーム等での支援状況を把握し、受入れのためのスキルアップ研修やスーパーバイザー派遣を強化すること。

### 3. 精神障害者の地域移行・地域支援について

- ① コロナ禍で停滞している「地域生活移行推進事業」や「被保護精神障がい者等地域移行推進事業」が滞りなく進むよう、精神科病院や関係課・関係機関が連携しながら推進していくこと。
- ② 今年も東京都・■■■■病院での虐待事件が発覚し、来年度から通報制度が規定されたことを受け、入院者への虐待が強く疑われ緊急性が高い場合等は、躊躇なく予告期間なしに実地指導するとともに、府や堺市と連携して虐待防止・早期発見・再発防止のためのシステムを作ること。
- ③ 入院者訪問支援事業について来年度から実施し、予定委託団体との話し合いを進め、専門職を配置して生活相談や権利擁護に取り組んでいけるよう、十分な予算を確保すること。
- ④ 「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」の充実に向けて、各区で居住支援協議会を開催し、宅建業者・家主と支援機関の関係づくりを積極的に進めること。また精神障害者が病気やケガをした時に拒否されず迅速かつ確実に医療が受けられるよう、一般病院に対し啓発すること。

### 4. 相談支援事業の基盤拡充に向けて

- ① 次期報酬改定に向け相談支援の実態に見合った基本報酬の増額や相談員一人事業所を複数体制にする加算、重度・困難事例の対応加算を国に求めるとともに、市独自でも加算を検討すること。  
市の相談支援基盤の拡充に向け、特に一人事業所の支援策として、拠点機能を担う複数事業者の協働による機能強化型報酬の算定や、困難ケース等では毎月モニタリングも可能であること等、パッケージとしてわかりやすくまとめ、各区・事業所等に周知・サポートすること。
- ② 府と連携して相談支援専門員の養成研修法人を増やすこと。またセルフプラン利用者に対して、特にライフステージが変わる18才、65才前に相談支援の利用を勧奨する仕組みを作ること。
- ③ 相談支援専門員には各障害特性をふまえた支援等の多様なスキルが求められるため、また囲い込み等の不適切事例も見られるため、様々な障害特性・支援の研修を更に強化すること。

### 5. 地域生活支援拠点機能の強化

- ① 8050世帯での親の死亡・入所・入院による緊急ケースが増えているが、区・事業所の連携対応に認識のズレが生じていることから、市が2020年から設けた緊急時支援事業、緊急一時保護事業、特例介護給付等の仕組みの活用により直ちに対応可能であることを、改めて全区・相談支援・介護事業所等にわかりやすく周知・啓発し直し、即時に連携対応できるよう改善すること。
- ② 「つながる場」について、障害ケースではなかなか開催されず適切に連携できない状態が続いていることから、この間の不開催事例を集約・分析し、来年度からの障害ケース会議の法定化に向けて、今年度早い段階で区・基幹センターに要綱・運用の改定内容を周知するとともに、適切な対応例を含めた研修資料を作成し、全区で的確に対応できるようスキルアップを強化すること。

### 6. 防災対策について近年の猛烈な風水害や地震に備え、要支援者が直ちに上階に垂直避難できるよう、学校校舎の他、ホテル、公的施設、物販店等の避難所を幅広く確保し、時間的余裕をもって事前開放することや、要支援者が実際に利用できるか現地検証し必要な設備・備品を整備すること。

個別避難計画の作成のが努力義務化を受けて、全区に福祉専門職と連携した計画作成を強く勧奨するとともに、福祉避難所への直接避難や要支援者名簿の中軽度者への拡大も検討すること。

### 7. 就労支援B型の平均工賃月額体系による減算問題について、国は一律評価報酬体系を導入したものの殆ど利用されず何ら問題解決していないことから、また新たに一般就労中の就労系サービス利用も始まることから、これを機に少日数・短時間利用者を平均工賃月額体系の算定カウントから除外することや、利用日数・利用時間数に基づく算定に変更するよう国に強く求めるとともに、一律報酬体系の抜本的な見直しも積極的に働きかけること。

## 【権利の実現に関する要求項目】

府の差別解消条例では2021年4月から「事業者の合理的配慮」が義務化され、来年の4月からは改正差別解消法が施行され、いよいよ法でも事業者の合理的配慮が義務化されます。大阪市ではこの間、金融機関での自署問題や保育所・幼稚園での利用拒否、市営住宅での差別など、差別事案が続く業種に対して積極的に啓発資料を作成し啓発を進めてきましたが、まだ様々な事案が発生するため、その未然防止に向けて、今後より一層、「どんな場面で、どの障害で、どんな差別が発生しやすく、どう合理的配慮を提供すべきか」を具体的に示す啓発・研修を広げていかなければなりません。

また、大阪市では障害者虐待も毎年数多く報告されており、特に養護者虐待について各区でなかなか認定されないことが問題となっています（R3年度通報件数645件中認定されなかった事例が599件・93%、うち養護者等の定義に当てはまらないとされた事例が461件・77%に及ぶ）。区で虐待認定されなかったケースを分析し、養護者の定義を明確化し幅広く捉えなおすことや、たとえ虐待認定できない段階であっても区が関与し続けるなど、運用を直ちに改めなければなりません。

障害者に対する住宅入居差別では、単身やグループホームの入居で拒否される例が相次いでいます。明確な差別意識だけでなく、家主が障害者に対して「漠然とした不安」を抱いて拒否する例も多く、家主の意向を受けて宅建業者や保証業者が拒否する例もあります。市内のマンションでグループホームが住民から退居を求められた裁判は今も控訴審が続いていますが、これも実質的に差別意識によるものと言えます。障害と住宅部局が連携して、家主や関係業者に対して差別事例と合理的配慮の内容を示し障害者の暮らしの様子も伝えていくなど、より具体的な啓発活動の展開が必要です。

またこの間、市営住宅では障害者に対して「自治会活動ができないなら入居を拒否する、退居を求める、障害状況を説明させる」等の差別が相次いでいます。その背景には住民の高齢化による自治会活動の継続の困難があり、構造的な差別の問題と捉え、障害理解のための住民への啓発と併せ、自治会活動の外注など抜本的な解決策が必要となっています。

旧優生保護法の下で行われた強制不妊手術の問題では、全国各地で裁判が行われていますが、裁判所によって判断が分かれており、国による早期解決が求められています。6月に示された衆参両院の調査報告書では、「本人をだまして手術を受けさせた」「審議会も開かずに手術」「旧法でも禁じられていた放射線照射や子宮摘出も実施」「手術が施設の入所条件だった」という、まさに犯罪行為とも言える実態があったことが示されており、優生議連では一時金支給法の見直し検討が進められ、請求期限の延長や、一時金320万円の増額などが課題となっています。

大阪府では少なくとも1,249人に対して優生手術が行われたにも関わらず、一時金認定件数はたったの27件（2%）と非常に低調なままです。昨年、大阪市・府で医療機関や高齢者施設も含めた福祉施設に対して、「周知の一環としての調査」が実施され新たに何人かが発見されましたが、今年も府と連携して再調査を必ず実施するとともに、あらゆる手段を使って大々的な広報活動を展開するなど、一人でも多くの被害者を掘り起こし救済につなげる努力を怠ってはなりません。

生活保護については、昨年度の見直しで基準額や級地区分までもが引き下げられる恐れがありましたが、一旦回避されたところです。この間のコロナ禍の影響や高熱費・物価が高騰している中、更に締めつけるなどをもっての他であり、今後の見直し検討では他の自治体とも連携して、基準額や級地区分、各種加算を決して引き下げないよう、国に対して強く求めていかなければなりません。

以上の認識に立ち、以下要求します。

### 1. 市の差別解消・虐待防止の取り組みについて

改正法施行による事業者の合理的配慮の義務化を受け、差別事例が複数発生している業種に対して引き続き、「どんな場面で、どんな差別が発生しやすく、どう合理的配慮を提供すべきか」を具体的に示す媒体を作成し、より一層啓発を進めること。金融機関での自署強要や保育所・幼稚園での受入れ拒否等に関しては、チラシ等を作成し啓発を進めたが引き続き啓発を行うとともに、他の分野・業種での新しい案件に対しても媒体を作成して啓発を進めること。

養護者虐待について各区で認定されなかったケースを分析し、区で対応のばらつきが出ないよう養護者の定義を明確にするとともに、「特徴的な事例と対応のあり方」に関する通知を発出し、研修の強化によりスキルアップを図ること。たとえ虐待認定できない段階であっても区は手を離すことなく問題解消まで関与し続け、必要に応じて市区の虐待対応・障害福祉担当が連携して対応するとともに、各障害特性に対応可能な分離保護の場を更に増やすこと。

## 2. 住宅の入居差別について

民間賃貸住宅での障害者の入居拒否や、グループホームに対する入居拒否・追出し等の差別が相次いでいることから、住宅部局と差別解消担当が連携し、家主・宅建業者・保証業者・管理会社等に対して、「この間発生している問題、適切な合理的配慮の例」を具体的に示す媒体を作成し、更なる啓発・研修を進めること。また障害者の入居で不安や困りごとがあれば、障害福祉や相談支援に相談するよう伝えるなど、差別の未然防止に向けた取り組みを推進すること。

入居差別の背景にはまだまだ障害者の暮らしが知られておらず、「漠然とした不安」から拒否される例も多いことから、障害者の地域生活やグループホームの暮らしの様子、入居支援制度を紹介する媒体を作成し、家主や関係業者の不安や懸念を払拭していくこと。また家主、宅建業者と相談支援の「顔の見える関係」を作り、セーフティネット住宅、住宅確保要配慮者専用住宅（障がい者）を増やしていくために、各区で居住支援協議会を設置・開催していくこと。

市営住宅において、平野区で自治会活動を巡り障害者が自死に追い込まれる事件が発生し、その後も各住宅でトラブルが後を絶たないことから、今年12月に啓発チラシを全住戸に配布することとなったが、引き続き住宅管理センターや住民に対して障害の理解のための啓発を行い、差別を未然に防止するとともに、住民の高齢化により自治会活動が困難となっている背景があることから、自治会活動を業者に外注できるよう市で補助することも検討すること。

## 3. 強制不妊手術の問題について

一時金支給法の来年4月の請求期限まで残り7カ月しかないにも関わらず、府内被害者1,249人中、認定件数はまだたったの27件(2%)に過ぎない。6月に公表された衆参両院の調査報告書では「本人をだまして手術を受けさせた」「旧法でも禁じられていた子宮摘出等も実施」等のひどい実態も報告されており、市としてもその一端を担った責任を重く受け止め、何としても一人でも多くの被害者を掘り起こし救済につなげるために、あらゆる手立てを講じること。

昨年度、市では全ての障害児者施設、児童施設、医療機関へのアンケート調査を実施し、府でも初めて全ての高齢者施設等に対する調査を実施した。それらにより新たに一時金の問合せ・申請につながった被害者が何人かおられたことから、大阪府とも連携しつつ、今年度も障害児・者施設や医療機関、高齢者施設に対して「周知と併せた調査」を幅広く実施すること。

広報活動については府に働きかけて、新聞・ラジオ・テレビCM、全交通機関でのポスター掲示、障害者への個別通知時のチラシ挟み込み等、あらゆる手段を通じて大々的に展開すること。

国に対しても施設や医療機関への再調査の実施を強く求めるとともに、一時金法の請求期限の撤廃や補償金額の大幅増額、自治体への調査権限の付与等、抜本的な見直し改定を強く求めること。

## 4. 生活保護の基準見直しについて

昨年度の国の「生活保護基準の見直し検討」では、級地区分6ランクを3ランクに大括りすることや基準額の引き下げが考えられていたが、全国的な反発も受けて最終的には「2024年度までは現行基準を維持し、その後の経済情勢をふまえて2025年度以降の受給額を判断する」と回避された。

これはコロナ禍前の2019年の消費実態を基に審議され、昨今の物価高騰を顧みない乱暴な見直しであり、一旦見送られたものの来年には問題が再燃する恐れがあるため、引き続き他の自治体とも連携して、決して級地区分や基準額を引き下げないよう国に強く働きかけること。また保護の停廃止や障害者加算、介護加算、住宅扶助の見直し等、更なる締め付けがされないよう働きかけること。

## 【交通・まちづくりに関する要求項目】

2018年のバリアフリー法改正では、「共生社会の実現」、「社会的障壁の除去」に資するべきことが明記され、バリアフリーの推進にあたっては当事者参画が必須とされました。

ところが、2025年大阪・関西万博のユニバーサルデザインガイドラインは当事者参画が全くない中で勝手に策定され、各方面からの非難を受け、多種多様な障害者が参画し大幅改定されました。今後は、このガイドラインを現実の建設に確実に反映していくことや、会場への障害者アクセシビリティが軽視されていることへの対策など、当事者参画のもと様々な課題解決を進めることが必要です。

大阪府においても福祉のまちづくり条例ガイドラインが改正され、障害者にとって身近な小規模店舗のバリアフリーや重度の障害者を考慮したバリアフリーが目指されています。

また、大阪市のバリアフリー化対策では、2003～2006年4月に作成した基本構想の改正が進みませんでした。今年度から各区役所単位での見直し作業が始まることになっており、幅広い当事者の参画を基礎に、万博を機に交通結節点であるターミナルのバリアフリーや生活に関連する施設のバリアフリー等、「大阪まるごとバリアフリー」の実現を求めていかなければなりません。

一方で、都市部においても無人駅や窓口無人時間帯の拡大が進んでいます。これまで障害者の声を大切にして移動を支えてくれた大阪メトロも突然、今年8月からインターホン設置と引き換えに一部改札の無人化を強行実施し、早速各駅で支障が発生しています。労働者不足を理由にした突然の実施で、計画段階からの当事者団体への事前の相談もなかったことは、障害者を無視した一方的な変更であり、障害者に対する新たな差別を生み出す無人化は決して看過することはできません。市はこれまでメトロが果たしてきた役割や取組をふまえ、障害者の権利を守る立場に立って当事者団体との話合いの場を設け、窓口無人化等の回避と併せ、早急に対応を見直すよう強く求めます。

以上の認識に立ち、以下要求します。

### 1. 大阪市交通バリアフリー基本構想について

各区で開催されるワークショップの委員選出においては、本庁の推進協議会委員の所属団体に限定することなく、関係各区の自立支援協議会を参加させること。また、車いす利用者や視覚・聴覚・精神・知的障害者等の多様な当事者を参画させること。なお、新大阪、天王寺、梅田、難波、京橋などのターミナルについては地区住民に限らず広域的観点で検討できるようにすること。

検討にあたっては、現構想の形式的な時点修正に留まることなく、15年間の街の変化を踏まえた生活関連施設及び経路やエリアの追加検討、各地区の課題の把握と解決策の検討を丁寧に行うこと。また、まち歩きには、なるべく多様な障害者が参加できるよう配慮すること。

歩道と車道の段差の問題について、視覚障害者、車いす利用者の双方にとって安全な兵庫県方式の導入等、基本構想推進協議会において解決策を検討すること。

市推進協議会及び各区の検討組織を今回の見直し作業以降も常設し、5年に1回の基本構想の見直し作業、中間総括、大規模開発等への当事者意見の反映が円滑にできる体制を確保すること。

### 2. 2025年大阪万博を機に「大阪丸ごとバリアフリー」について

改定後のユニバーサルデザインガイドラインが具体化されるように、各パビリオン、催事・展示等施設の整備にあたっては、当事者意見の反映を図ること。移動モビリティ、サイン表示、情報のユニバーサル化、サービス提供のあり方、共に体験できるコンテンツ作り、スタッフ研修等、今後の課題についても、当事者参画を基本として、アクセシブルでインクルーシブな万博の実現を図ること。

夢洲万博会場へ円滑にアクセスできるよう各事業者と連携し整備を図ること。

- ・鉄道による円滑なアクセスを確保するためにターミナル駅の車両の隙間と段差の解消、エレベーターのかごの拡大、バリアフリールートの複数化、他社線、バスを含む乗換え案内表示の充実など、基本構想の検討とも連携させながらバリアフリー化の一層の推進を図ること。

- ・万博のシャトルバスへの参入事業者車両のバリアフリー化について一定の義務基準を課す等、車いすで乗車可能な高速道路走行のシャトルバスを確保すること。その上で、バリアフリーシャトルバス車両の確保が充分でない場合、福祉車両等をシャトルバスと同等の料金で利用できるようにするなど代替交通機関の確保を検討すること。
- ・JR桜島駅及びシャトルバス乗降場ならびにその周辺のバリアフリー化を進めること。  
万博を機に、ホテル、観光施設、商店街、飲食店等のバリアフリー化など、大阪のバリアフリーの底上げを図り、障害者が取り残されることなく大阪の街を楽しむことをめざすこと。
- ・障害者も含めた観光客の受入環境の整備を進めるために、各建築物のバリアフリー化、障害の理解や合理的配慮の啓発を行うこと。
- ・ハートフルWEBの一層の充実を図ること。また、ホテルや飲食店、商店街、各観光施設のWEBページでバリアフリー情報を掲載するよう啓発すること。

### 3. 駅ホームの安全な利用、無人駅への対策検討について

ホーム柵の設置については、利用実態、地域の実情等を勘案し、優先度が高い番線での整備を推進できるよう配慮すること。

都市部では、一部改札の無人化、窓口無人時間が拡大している。とりわけ、駅員呼出しベルやインターホンが使えない障害者にとっては、交通機関の利用の否定にもつながる重大な問題であることを認識し、鉄道各社に対して無人化等の回避およびインターホンの改善等、障害者の負担軽減を行うよう、強く働きかけること。

大阪メトロでのインターホン設置による一部改札の無人化問題について、各障害におけるインターホン対応での支障や不適切な対応を調べ、新たな差別を生まないよう人的配置も含め早急に対応を見直し、合理的配慮の徹底を強く働きかけること。

また、2018年度からの大阪メトロならびに大阪シティバスへの民営化に際しては、障害者等へのサービス低下を決して引き起こさないよう、かねてより重ねて要望してきた経過がある。民営化時点での市障がい者支援計画においては以下のように記載されており、今回の問題は本計画に逆行する疑いがあるため、都市交通局、大阪メトロ、障がい福祉課との話合いの場を設けること。

#### \*市障がい者支援計画（2018年度～）での市営交通の民営化に関する文言

事業の引継ぎに関する基本方針において、「輸送の安全の確保は、運輸事業の基本で社会的重大課題であることから、経営判断の最優先課題とし、ハード・ソフト両面から、揺るぎのないよう取り組むこと」「本市交通局が『ひとにやさしい市営交通』を目指し、先進的に安全施策やバリアフリー施策に取り組んできた精神を、その歴史や経過を踏まえ、経営理念の根本として継承すること」など、引継ぎ会社に求める事項を定めている。なお、交通局がこれまで担当してきた地下鉄・バスに関する交通施策を推進するため、「都市交通局」を設置しており、事業の引継ぎ後についても、市がこれまで果たしてきた役割や取組を踏まえ、安全対策やバリアフリー化が進むよう働きかけていく必要がある。

### 4. 大阪市建築物のバリアフリーについて

2階建てコンビニがこれ以上拡大しないように、大阪府の発生防止策や条例改正等の取組について、大阪市としても拡大阻止の立場から意見反映を行い連携して取り組むこと。

大阪府福祉のまちづくり条例ガイドラインの改正を踏まえ、大阪市の市有施設及び外郭団体に対して、ガイドラインの改正の内容を周知し、既存建築物であってもガイドラインを踏まえ改善していくように働きかけること。特に、区役所・区民センター、クレオ大阪、インテックス大阪等におけるトイレへの介護ベッドの設置。また、クリスタ長堀、湊町開発センター（OCAT）等の外郭団体での、小規模店舗（飲食店、小売店等）のバリアフリーについてテナントに対する啓発。

差別解消法の合理的配慮が民間事業者において義務づけられることを踏まえ、小規模店舗（小売店、飲食店、診療所等）が道路境界や出入口との段差解消のための簡易スロープ設置を行うにあたっての助成制度の創設を検討すること。

## 【教育・保育に関する要求項目】

新型コロナウイルスが学校教育に影響を与えてから3年半が過ぎました。この3年半の間、教室での授業もそうですが、修学旅行や運動会などの取り組みが縮小・中止されたり、給食の黙食など、すべての児童生徒の成長と学びに大きな影響が出ました。この状況の下で障害のある児童生徒が、以前と同じように「ともに学ぶ教育」を享受できていたか、大きな懸念があります。

昨年4月末に文部科学省から「特別支援学級及び通級による指導の適切な運用について」（通知）が出されました。支援学級籍の児童生徒は、半分以上を原学級ではなく、支援学級で授業を行うようという内容は、大阪市の「ともに学ぶ教育」を大きく後退させるものです。

また昨年8月に障害者権利条約の初の日本国審査が行われ、9月には総括所見が出されました。教育の勧告案は「分離教育を終わらせるために行動計画を策定すること」「昨年4月の文科省通知を撤回すること」など、インクルーシブ教育を進める上で、大きな後押しとなるものです。しかしその数日後、文部科学大臣は「分離教育は継続する」「通知はむしろインクルーシブを推進するもの」などと発言し、ここ数年文部科学省が強く推し進めてきた「障害の程度（授業の理解能力等）によって、しっかり分ける」ことを改めて国民に伝え、勧告案に従わないことを明らかにしました。

文科省通知について、大阪市教育委員会は昨年「学びの場については、本人・保護者の意向を最大限尊重する。時間数ありきではなく、一人ひとりの状況に応じ対応する」と示しましたが、新型コロナウイルスの影響が出る前から、児童生徒のテストの実施の仕方やその評価など、競争や効率を重視する施策が淡々と進められています。この間のコロナ禍で、健康上の理由等も加わり「障害のある児童生徒は、分けても良い存在」と認知され、一緒の場で学ぶ中で得られる「障害のある・なしに関係なく互いを尊重して生きていく」ことを体得することが、ますます崩されていくことを懸念します。

この状況の中、大阪市教委の考え方・施策の進め方が問われます。今こそ大阪市全体として「ともに学ぶ教育、インクルーシブ教育を一層進めていく」姿勢を鮮明にし、実効性ある施策を進めることが何よりも必要です。

大阪府教育庁は、「市町村教育委員会が行う通学支援への補助制度」を創設しましたが、大阪市教委の通学支援制度はいまだ「保護者等が同乗しなければならないタクシー制度」に留まっています。やむなく「障害福祉のガイドヘルプ」を緊急避難的に利用するケースもありますが、通学でガイドヘルプを使えば本来の目的である余暇活動には使えなくなるため、市教委でタクシー制度とは別の通学支援制度を設けることが必要です。ガイドヘルプ等を活用した、保護者の付き添いが不要な通学支援制度を、早急に創設しなければなりません。

またここ数年、大阪府障害者差別解消条例・障害者差別解消法の改正、バリアフリー法の改正、医療的ケア児支援法の施行など、障害者に関連する法令が一定改善されています。しかしそれは「点」であり、学校教育全体で見た時には「分離・選別」の方向が強まってきています。大阪市教委の姿勢が、今こそ問われる状況であることを再度訴えます。

以上の認識に立ち、以下要求します。

- 1 障害児が就学前の段階で集団生活を送ることは就学先の判断にも大きく影響することを踏まえ、個々特有の状態も「当該児童・世帯の状況」と併せて把握し、保育を受ける必要性があることを認め、障害児が保育所を拒否されることなく利用できるようにすること。

「医療的ケア児対応看護師体制強化事業」の実績を示すとともに、今後一層体制整備を進めつつ、医療的ケア等を理由に保育所利用を拒否したり、保護者の定常的な付き添いを求めることがないよう保育所を指導し、差別の未然防止に向けて障害者差別解消担当と連携して啓発を進めること。

- 2 公立・私立の全幼稚園等において「入園の抽選・選考を行う場合、障害があるという理由で他の者と違う条件を付けない」「定常的な保護者の付き添いを求めない」ことを明確に示し、そのような対応があった場合、強く指導し是正すること。また私立対象の「要支援児受入促進指定園」制度が設け



られているが、障害児を拒否する園等も多くあることから、早急に全ての私立幼稚園を指定園にすること。また昨年、差別解消担当と連携し、障害児に対する理解を深め差別につながる事象を未然に防ぐための啓発媒体を作成したが、その配布状況・効果等について明らかにすること。

3．昨年4月の文科省通知には、支援学級籍の場合は半分以上の時間を支援学級で学ぶよう書かれている。大阪市教委として、新たに就学する児童も含め「障害のある児童生徒・保護者が、全時間通常の学級で学ぶことを希望する場合はそれを認め、特別支援学級で授業を受ける時間数を決めたり、通級指導教室の利用を決めたりしない」ことを、明確に示すこと。

また大阪市内に住むすべての障害児を、今まで通り地域の小中学校で受けとめるため、支援学級設置による教員配置だけに頼ることなく、市独自の教員配置を行うことや、「特別支援教育サポーター」を大幅拡充するなど、マンパワー拡充の具体的な方策を検討すること。

4．障害のある児童生徒の将来的な地域での自立生活の実現を見すえ、教育と福祉が連携して教育支援計画を作成し本人支援を行うこと。コロナ禍の中、ICT利用での自宅での学びなどが検討されてきたが、決して障害のある児童生徒が他の子と比べて「不利益」を被ることがないようにすること。具体的には「自宅でのオンライン授業」等の場合、希望する児童生徒には登校を認め学校の責任で支援員等を配置するとともに、自宅でのヘルパー利用を認めるなど、学校と福祉の共同・連携を図る仕組みを検討すること。

5．障害のある児童生徒の小中学校への「通学支援」について、この間大阪府の補助制度があるにも関わらず、新しい通学制度の検討すらなされない理由を明らかにするとともに、来年度から必ず、「ガイドヘルパー等的人的支援を活用した通学支援制度」を創設し、家族の送迎が難しいケースが幅広く利用できるようにすること。なお、新たな制度が開始されるまでは、引き続き障害福祉で移動支援の緊急避難的利用を継続し、状況に応じて利用期間を延長するとともに時間数も拡充すること。

6．障害のある児童生徒が、「みんなと一緒に、修学旅行・遠足に行く/同じ教室で授業を受ける/運動会参加する」など共に生き・学び・育つための工夫や調整（合理的配慮）の具体的な好事例を集約すること。その集約事例を全学校に周知するとともに、地域の学校で「配慮を受けながら一緒に学べること」をイメージできるよう、ホームページに掲載し一般市民もアクセス可能とすること。

7．学校のバリアフリー化については、インクルーシブ教育の推進と、避難所として誰もが利用できる設備整備を進める必要がある。水害等の災害時利用も想定される中、3階以上でのバリアフリースイールの整備・校内複数整備を進めること。また児童生徒が通常使う全ての教育設備にアクセスできるよう、1基目のエレベーター設置と並行して2基目の設置計画を策定、実施していくこと。

8．医療的ケアが必要な児童生徒について、引き継ぎ期間等を除き保護者の付き添いが完全に不要となるよう支援体制を構築すること。また学びの場は本人・保護者の希望を最大限尊重し、支援学級で学ぶ時間数等に影響しないよう徹底すること。看護師配置の充実に向け予算を増額するとともに、教員による医療的ケアの実施を今後も継続・充実させるため、引き続き研修・啓発等を行うこと。

9．障害児相談支援事業において障害児の生活支援・虐待等の相談ケースや要保護児童対策地域協議会（要対協）での連携も増えているが、部局間の縦割りの弊害で、学校側での対応拒否や相談支援との連携拒否などうまく連携できないケースも出ている。学校、児童福祉、障害福祉、相談支援が円滑に連携できる明確な仕組みを作り、学校側がしっかり連携するよう周知徹底すること。また18歳以降も必要な場合は児童福祉の関わりを一定期間継続することや、ヤングケアラーの支援でも各部局・各機関がスムーズに連携して対応するよう各部局で徹底すること。